

## 日之影町ひなた暮らし移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 日之影町は、移住・定住の促進及び地域の人手不足の解消に資するため、宮崎県と共同して、予算の範囲内において日之影町ひなた暮らし移住支援金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和44年日之影町規則第5号）、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領（令和元年7月19日定め。以下「県要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (交付対象者等)

第2条 移住支援金の交付の対象となる者は、県要領第3の1に規定する地域から本町に移住した者であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

#### (1) 就業・起業移住支援事業

県要領第4の1(1)、(6)及び(7)に規定する要件を満たす者（(6)に規定する要件は、2人以上の世帯による申請の場合に限る。）のうち、県要領第4の1(2)、(3)及び(5)に規定するいずれかの要件を満たすもの

#### (2) 農林漁業等就業移住支援事業

県要領第4の2(1)、(6)及び(7)に規定する要件を満たす者（(6)に規定する要件は、2人以上の世帯による申請の場合に限る。）のうち、県要領第4の2(2)から(5)に規定するいずれかの要件を満たすもの

2 県要領第4の1(7)及び第4の2(7)に規定する要件とは、居住地の自治公民館組織に加入していることをいう。

3 県要領第4の2(2)①及び(4)①の規定により町が別に定める人材確保支援策は、別表のとおりとする。

### (交付金額)

第3条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 2人以上の世帯 1世帯当たり 100万円

(2) 単身世帯 30万円

2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。ただし、加算については一世帯あたり一人を上限とする。

### (交付申請)

第4条 移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、日之影町ひなた暮らし移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 共通する書類

- ア 日之影町ひなた暮らし移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第2号）
- イ 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第3号）
- ウ 官公署等が発行した申請者本人の写真の表示のある身分証明書の写し
- エ 移住元の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し（世帯全員分）
- オ 町の住民票の写し（世帯全員分）
- カ 移住元での通勤履歴が確認できる書類（企業等の就業証明書、開業届出済証明書等）

(2) 就業・起業移住支援事業に関する書類

- ア 就業証明書（様式第4号。就業した場合に限る。）
- イ 起業支援金の交付決定通知書の写し（起業した場合に限る。）

(3) 農林漁業等就業移住支援事業に関する書類

- ア 就業証明書（様式第4号。就業した場合に限る。）
- イ 就業証明書（様式第5号。テレワークした場合に限る。）
- ウ 支援策活用証明書（様式第6号）又は人材確保支援策の交付決定通知書の写し（就業した場合に限る。）
- エ 起業支援証明書（様式第7号。起業した場合に限る。）
- オ 事業承継支援証明書（様式第8号。事業を承継した場合に限る。）
- カ 事業承継の成立を証する書類（契約書、覚書、代表者の変更を証する書類等。事業を承継した場合に限る。）
- キ 農林漁業研修の受講証明書（様式第9号。農林漁業研修の受講後に申請する場合に限る。）

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で移住支援金の交付の可否を決定し、日之影町ひなた暮らし移住支援金交付決定（却下）通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定による実績報告は、第4条に規定する書類の提出をもってこれに代えるものとする。

(交付請求)

第7条 第5条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「支援対象者」という。）は、速やかに日之影町ひなた暮らし移住支援金交付請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により請求書の提出があったときは、移住支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 支援対象者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、日之影町ひなた暮らし移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第12号。以下「再交付願」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 町長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに日之影町ひなた暮らし移住支援金交付決定通知書〔再交付〕(様式第13号)を支援対象者に交付する。

(変更等の届出)

第11条 支援対象者は、申請した内容に変更が生じたとき、又は県要領第4の3に規定する支援金の返還要件に該当するときは、変更等届出書(様式第14号)により、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第12条 宮崎県及び日之影町は、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、支援対象者が県要領第4の3に規定する給付金の返還要件に該当すると認めるときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に支援金が交付されているときは、支援対象者に対し、支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして宮崎県知事及び日之影町長が認めた場合はこの限りではない。

| 返還の要件   | 返還額 |
|---|-----|
| 虚偽の申請等をした場合   | 全額  |
| 移住支援金の申請日から3年未満に日之影町以外の市区町村に転出した場合                        |     |
| 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職(県要領第4の1(2)に該当する就職に限る)を辞した場合 |     |
| 起業支援事業に係る交付決定又は起業に係る町長の承認を取り消された場合                        | 半額  |
| 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に日之影町以外の市区町村に転出した場合                    |     |

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、日之影町ひなた暮らし移住支援金の交付に必要な事項は、宮崎県と日之影町が協議して定める。

附則

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和5年度予算に係る事業から適用する。
- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに転入した者についての交付対象者及び交付金額等については、県要領附則第2項を適用する。

別表（第2条関係）

| 実施主体  | 人材確保支援策       |
|-------|---------------|
| 農林振興課 | 新規就農者育成総合対策事業 |
|       | ひのかけ就農奨励金     |